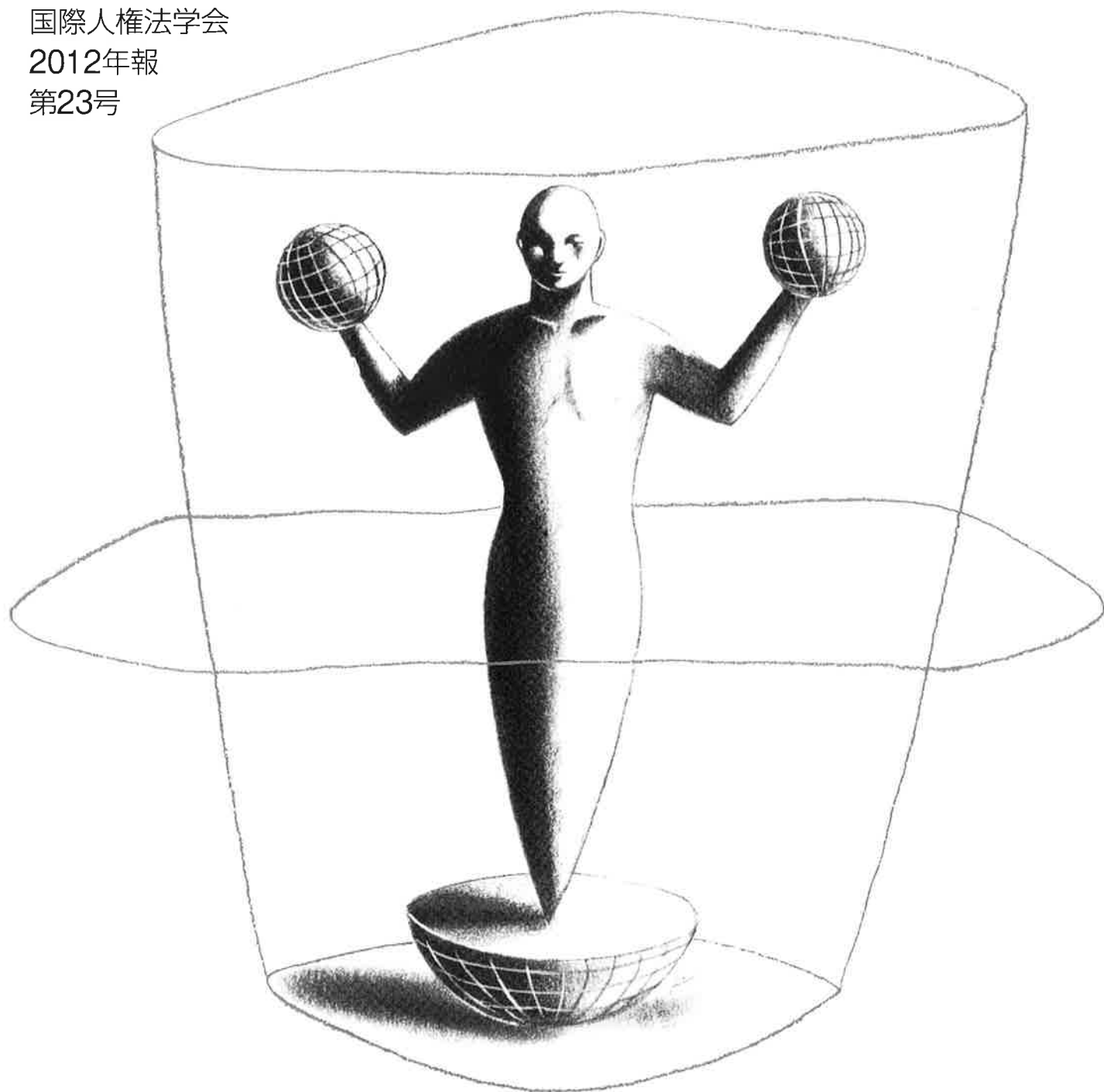


国際人権

Human Rights International No.23

国際人権法学会
2012年報
第23号



信山社

〈特集1 国内裁判所による人権救済と憲法上の人権・人権条約上の人権—個人通報制度への参加を視野に入れて〉
日本の裁判所による人権救済と人権条約上の人権

国内裁判所における人権条約と個人通報制度

— 事実としての条約 —

弁護士 作 花 知 志

1 国際人権条約と国内裁判所の役割

(1) 今日において、国際法に関する判断を含む国内裁判所の判決は、国際法面に大きな影響を与える独自の存在意義を有している。

なぜならば、今日における国際人権条約の多くは、その固有の司法機関により人権保障を実現するのではなく、その具体的な人権保障の実現を、第一次的には締約国の国内法制度に委ねている結果、その保障を侵害する行為が現実になされた場合には、原則としてその司法的救済は国際的な裁判所ではなく、その締約国の国内裁判所が行うことになるからである。国際人権条約の実現、国際法の実現の役割の重要部分を、各国国内裁判所が負っていることになる。

そして、その司法的救済を行う際の国内裁判所は、単なる一国内事件についての判断を下すのではなく、いわば国際人権条約の理念を実現する国際裁判所としての役割を担うことになる。

つまり国内裁判所は、国内裁判所でありながらにして国際法そのものを適用する機関として把握され、個々の抽象的な国際法規に具体的な意味内容を与えることになる。また、国内裁判所の判決そのものが一個の国家実行とみなされ、国内裁判所の判決が、事後の国際法規の形成を促す存在にもなる。

(2) とするならば、日本の国内裁判所において国際人権条約が引用される場合においては、日本の国内裁判所は、国際裁判所としてその判断を積極的に行うべきである、となるはずである。

しかしながら、日本の国内裁判所は、当事者による国際人権条約の主張に対し、その判断を行わない場合が通常である、と言われている。

私の個人的な経験からしても、日本の国内裁判所が積極的に国際人権条約の解釈論を展開することはあまりなく、むしろ積極的にその判断を回避しているようにも思える。それはなぜか。

この点、日本の憲法解釈としては、憲法 98 条 2 項の存在により、条約は憲法よりも下位ではあるが、法律よりも上位の規範である、とするのが通説であり、判例も同様であると考えられる。そして、おそらく日本の国内裁判所の裁判官として

は、「条約が法律よりも上位の規範であるとしても、憲法が条約よりも上位の規範であるのであるから、結局裁判所としては憲法解釈を行えばいいのだ。」という意識があるように思えるのである。

しかしながら、仮に日本の国内裁判所の裁判官が何らかの理由により、訴訟で引用された国際人権条約の解釈・適用に消極的であるとする、それは次の理由から望ましくない状態である。①国際人権条約は、本来世界中の締約国において同質の人権保障を実現するために締結されるものであるから、それは各締約国の憲法解釈に影響を与えるようであれば、その目的を達しない、②それと同じ理由により、国際人権条約が各締約国の国内法の解釈にも影響を与えることが求められているからである。

そして、期待されている日本の個人通報制度への参加について考えてみても、仮にそれが実現した段階において、日本の国内裁判所の裁判所が現在のように国際人権条約の解釈・適用に消極的であるとするならば、「個人通報制度は法的な拘束力を有しないものである。」という理由により、結局現在の状況が変化しないことが考えられる。私達は、将来日本が個人通報制度に参加し、その制度を多くの方が利用し、国際人権機関によって出される判断が、日本の国内裁判所の判断に影響を与える方法を考慮する必要がある。

(3) このような問題意識から、本稿では、これまで日本の国内裁判所での国際人権条約の引用の方法が、主として、裁判所を拘束しない「解釈」としての引用であったのに対して、国際人権条約を、裁判所を拘束する「事実」もしくは裁判所がその判断の前提とするべき「争いのない事実」として引用することで、それを憲法解釈を支える立法事実としての存在、さらには、国内法の解釈に影響を及ぼす上位規範としての事実的な面での存在に注目し、分析を試みるものである。またその手法が、それ自体としては法的拘束力を有しない個人通報制度に日本が参加するに至った段階において、個人通報制度の結果を日本の国内裁判所において引用する、一つの方法に結びつくのではない、という試みでもある。

条約の国内的効力という点、これまでは主とし

て憲法、条約及び法律各法源相互の効力関係が検討され、条約を根拠とする解釈をいかに司法に認めさせるか、という観点からアプローチがされていたように思う。本稿は、そのようなアプローチとは別に、憲法、条約及び法律を相互に支え合う事実的存在として見るという一つの試みである。条約は憲法解釈を支える事実的存在（立法事実）であり、さらに条約は法律の意味に影響を与え、時にはそれを排斥する事実的存在となるものである、とするものである。

2 立法事実論と条約

(1) 立法事実

立法事実とは、法律の制定を根拠づけ、法律の合理性を支える社会的・経済的・文化的な一般事実のことをいう（戸松秀典『憲法訴訟』〔有斐閣、第2版、2008年〕243頁）。

立法事実論を採用した代表的な判例として、1975年の薬事法距離制限違憲判決がある（最高裁昭和50年4月30日大法院判決・民集29巻4号572頁）。同判決は詳細な立法事実の検討を行い、「このようにみてくると、競争の激化―経営の不安定―法規違反という因果関係に立つ不良薬品の供給の危険が、薬局等の段階において、相当程度の規模で発生する可能性があるとすることは、単なる観念上の想定にすぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断とは認めがたいといわなければならない」との結論を導き出している。つまり、不良医薬品の供給から国民の健康と安全を守るという薬事法の立法目的は、それ自体は必要かつ合理的なものであるとしても、その立法目的を達成するために設けられた距離制限は、その合理性を支える立法事実が認められないと判示したのである。

(2) 国際人権条約の存在と立法事実の変化

戸松秀典教授は、前掲『憲法訴訟』248頁において、「立法事実の変化の指摘」として、国際人権条約の存在が立法事実の変化に影響を及ぼす可能性を示す例として、以下の検討をされている。

「1995年の非嫡出子相続分規定最高裁大法院決定は、立法事実の変化が主要な争点の一つとされた代表例である。そこでは、立法事実に言及した個別意見をいくつかみることができるのであるが、例えば、大西裁判官の補足意見（園部裁判官が同調）は、1947年の民法改正時点の我が国の社会的諸条件の下においては、それなりの合理性があったが、『その後の我が国の社会事情、国民感情の変化には著しいものがある』し、『我が国を取り巻く国際的な環境の変化もまた見逃すことができない』と説いている。また、特に、中島裁判官ら5人の裁判官の反対意見は、『法律が制定された当時には立法目的

が合理的でありその目的と手段が整合的であると評価されたものであっても、その後の社会における意識の変化、諸外国の立法の趨勢、国内における立法改正の動向、批准された条約等により、現在においては、立法目的の合理性、その手段との整合性を判断するに当たっては、制定当時の立法目的と共に、その後に生じている立法の基礎をなす事実の変化や条約の趣旨等をも加えて検討されなければならない』と説いた上で、非嫡出子の相続分を嫡出子の半分と定める民法900条4号但し書前段の『立法目的が非嫡出子を保護するものであるというのは、立法当時の社会の状況ならばあるいは格別、少なくとも社会の状況には適合せず、その合理性を欠くといわざるを得ない』と結論しているこのように、反対意見は、立法事実論により、それも立法事実の変化を強調する議論に基づいて、法律の規定を違憲・無効としているのであるが、法廷意見は、立法裁量論によって処理し、そのような論議を取り入れなかった。」

この戸松教授の指摘された反対意見の立場は、その後さらなる発展を遂げることになる。以下で詳しく紹介するところである。

3 事実としての条約

(1) 非嫡出子の相続分（民法900条4号ただし書前段）と法の下での平等

① 条約の「解釈面」ではなく、「事実面」を重視する姿勢は、実は最高裁並びに最高裁判事の立場からみても見ることができないのではないかと。

②(ア) まず、上述した戸松秀典『憲法訴訟』でも指摘されている、民法900条4号ただし書前段の非嫡出子の相続分を2分の1とする規定が法の下での平等規定（憲法14条）に違反しないかが争われた事件の最高裁大法院決定とその反対意見、さらには、その後の同種の事件における反対意見の変化を通して、事実としての条約が法解釈に与える影響を見てみたい。

平成7年7月5日決定において最高裁大法院は、民法900条4号ただし書前段の規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の2分の1の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものであって、現行民法が法律婚主義を採用している以上、その立法理由には合理的な根拠があり、非嫡出子の法定相続分を2分の1としたことが右立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできない、とした（最高裁大法

延平成7年7月5日決定民集49巻7号1789頁)。

(イ) 私達が注目すべきなのは、戸松教授も検討された、同決定における中島ほか5裁判官反対意見における論拠とそこにおける人権条約の用いられ方である。同反対意見では、民法900条4号ただし書前段は憲法14条に反することの論拠として、法制定当時とは立法事実が変化したとして、その立法事実の一つとして国際人権条約を引用している。

「裁判官中島敏次郎、同大野正男、同高橋久子、同尾崎行信、同遠藤光男の反対意見……は、次のとおりである。

1 私たちは、民法900条4号ただし書前段(以下「本件規定」という。)が非嫡出子の法定相続分を嫡出子の法定相続分の2分の1と定めていることは、憲法14条1項に違反して無効であり、原決定を破棄すべきものであると考える。〔中略〕

4 (非嫡出子に関する立法状況の変化、条約の成立と今日における不合理性)

法律が制定された当時には立法目的が合理的でありその目的と手段が整合的であると評価されたものであっても、その後の社会の意識の変化、諸外国の立法の趨勢、国内における立法改正の動向、批准された条約等により、現在においては、立法目的の合理性、その手段との整合性を欠くに至ったと評価されることはもとよりあり得るのであって、その合憲性を判断するに当たっては、制定当時の立法目的と共に、その後に生じている立法の基礎をなす事実の変化や条約の趣旨等をも加えて検討されなければならない。〔中略〕

これを国際条約についてみても、我が国が昭和54年に批准した、市民的及び政治的権利に関する国際規約26条は『すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し…出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。』と規定し、さらに我が国が平成6年に批准した、児童の権利に関する条約2条1項は『締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の…出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。』と規定している。

以上の諸事実及び本件規定が及ぼしているとみられる社会的影響等を勘案するならば、少なくとも今日の時点において、婚姻の尊重・保護という目的のために、相続において非嫡出子を差別することは、個人の尊重及び平等の原則に反し、立法目的と手段との間に実質的関連性を

失っているというべきであって、本件規定を合理的とすることには強い疑念を表明せざるを得ない。」

(ウ) この反対意見では、民法900条4号ただし書前段の合憲性を支える立法事実として、①社会意識の変化、②諸外国の立法の趨勢、③国内における立法改正の動向に加えて、④批准された条約が挙げられているものである。そこで④批准された条約が引用されているのは、条約の規定における特定の「解釈論」が憲法解釈に影響を与える、とされているのではなく、事実としての条約の批准そのものが立法事実として憲法解釈に影響を与える、とされているのである。

(エ) さらに、この非嫡出子の相続分(民法900条4号ただし書前段)の問題は、上掲した最大決平成7年7月5日が出された後も、繰り返し最高裁への上訴が行われ、その判断が出されている。

そして、その後最高裁は、同決定と同様の判断を繰り返していたものの、それら判断において個別意見を述べた最高裁判事の論拠においても、事実としての条約の影響を見ることができるようになるのである(最大決平成7年7月5日においては、裁判官出身の最高裁判事はすべて合憲の立場に立ち、弁護士出身の最高裁判事はすべて違憲の立場に立ったことは知られているが、その後の最高裁の判断においては、少しずつ、裁判官出身の最高裁判事の立場にも、変化が見られるのである)。

それらの、条約の事実的な側面を重視し、民法900条4号ただし書前段が憲法14条に違反する、とした個別意見は、以下のとおりである。

(イ)最高裁平成15年3月28日判決における裁判官梶谷玄、同滝井繁男の反対意見

(ロ)最高裁平成15年3月31日判決における裁判官島田仁郎の補足意見、裁判官深澤武久の反対意見

(ハ)最高裁平成16年10月14日判決における裁判官才口千晴の反対意見

(ニ)最高裁平成21年9月30日決定における裁判官竹内行夫の補足意見、裁判官今井功の反対意見

③ 最高裁は、平成22年7月7日に、非嫡出子の相続分と法の下での平等の問題を含んだ事件について、大法廷への回付を決定した。その事件そのものは、事件が当事者の和解が成立したために大法廷の判断が出されずに終了(却下)しているが、上述してきた個別意見における立法事実の変化とそこにおける国際人権条約の考慮が、その決定を促したように思えるのである(なお、平成23年10月4日付朝日新聞大阪版掲載の記事によると、大阪高裁平成23年8月24日決定は、非嫡出子の相続分と法の下での平等につき、平成7年の最高裁決定以後、家族生活や親子関係の実態は変化し、国民の意識も多様化しているとした上で、相続が開始した

平成 20 年末時点で婚外子と嫡出子の区別を放置することは、立法の裁量の限界を超えており、憲法に違反するとの判断をしている。嫡出子ら相手方は特別抗告せず確定している。).

(2) 国籍法違憲最高裁判決

非嫡出子と相続分の問題だけでなく、最高裁は、子を認知した父が母と結婚した場合には子への国籍を与え、結婚しなければ国籍を与えないとしていた当時の国籍法 3 条が法の下での平等を定めた憲法 14 条に違反するとした最高裁平成 20 年 6 月 4 日大法院判決(民集 62 巻 6 号 1367 頁)においても、次のように、立法事実の変化の一要素として、国際人権条約の存在を挙げている。それはまさに、国際人権条約の事実としての側面を考慮しているものである。

「また、諸外国においては、非嫡出子に対する法的な差別的取扱いを解消する方向にあることがうかがわれ、我が国が批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する。」

(3) 小 括

以上の最高裁の新しい立場の現れからしても、憲法解釈に影響を与える立法事実として、国際人権条約の事実的側面が大きな影響を与えていることが伺えるものである。

以下では、私が担当した東備消防訴訟における広島高裁岡山支部平成 23 年 4 月 28 日判決をご紹介したい。同訴訟では、消防職員の団結権を禁止した地方公務員法 52 条 5 項と、それを保障することを締約国に義務づけた ILO 条約との効力関係が問題となった。消防職員側としては、日本の国内法秩序においては ILO 条約の方が上位規範であること、そしてそれ自体としては法的拘束力のない ILO 機関による勧告を、その条約の解釈を支える事実的な存在として主張し、勝訴判決を得たものである。

(4) 消防職員の団結権問題

——国際人権条約を支える立法事実

(ア) 事 案

広島高岡山支判平成 23 年 4 月 28 日は、消防職員である個人控訴人 2 名が同僚と共になした団体結成及びその活動に対し、被控訴人らが地方公務員法 52 条 5 項(「警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。」)に違反し違法であるとして、昇任試験差別など継続的かつ陰湿な妨害行為を繰り返したとの主張がされた事案である。そして、日本も締約国となっている ILO 87 号条

約(団体の結成についてのもの)及び 98 号条約(団体結成を理由とした不利益な取扱いの禁止についてのもの)では消防職員の団結権が保障されており、日本の国内法秩序における国内法と国際人権条約との効力関係が問題とされた事案であった。

この訴訟では、団体の構成員である個人控訴人 2 名だけでなく、その団体そのものが訴訟当事者(団体控訴人)となり、慰謝料を請求したことがその特徴である(以下個人控訴人 2 名と団体控訴人を合わせて控訴人らという)。

控訴人らは、被控訴人ら(職場の上司及び消防組合)による侵害行為として、一連の継続する妨害行為中、17 の具体的な行為を主張した。原審である岡山地方裁判所平成 21 年 10 月 15 日判決は、それら妨害行為の存在につき証拠が十分ではないとの理由により請求を認めなかったため、控訴審においてさらなる補充立証が行われた。

(イ) 判 旨

主文：原判決取消。被控訴人一部事務組合東備消防組合(「被控訴人組合」)は、個人控訴人 2 名それぞれに対して金 110 万円、団体控訴人に対して金 55 万円を支払え。

理由：本件証拠によると、被控訴人らによる次の妨害行為の認定が存在していたことを認定することができる。①団体名簿の無断閲覧行為、②団体結成総会への参加妨害行為、③団体構成員を消防フェスティバルの訓練メンバーから外したこと及び除隊願提出を促したこと、④団体構成員に対する署長による威圧・中傷行為、⑤団体構成員に対する救急救命士研修への派遣取消等、⑥団体構成員に対する恫喝行為、⑦団体構成員に対する昇任に関する差別的取扱い及び昇任に関する恫喝行為、⑧団体の活動に対する中傷行為、⑨団体構成員の救急救命士養成所入校希望の無視。被控訴人らの上記各行為は、全体として見ると、すべて団体控訴人ないしその会員に対し、上司あるいは研修派遣、勤務評定、昇任試験についての権限を有する地位を利用するなどして、控訴人らの活動を抑圧し、排除する意図で意思を相通じてなされたものであり、結社の自由を侵害し、ことがらによっては合理的な理由のない差別的な取扱いも内容とする継続的な違法行為であると認められることができる。

そして、これらの行為は、いずれも公共団体である被控訴人組合の公権力の行使としての職務を行うについてなされた故意又は団体控訴人の活動の違法性に関する誤解があったとすれば過失によりなされたものであるから、被控訴人組合は、国家賠償法 1 条 1 項に基づき控訴人らに生じた損害を賠償する責任を負う。

(ウ) 問題の所在

1948 年に ILO 総会で採択された ILO 87 号条約(正式名称は「結社の自由及び団結権の保護に関する

条約)は2条において「労働者及び使用者は、事前の認可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、及びその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。」と規定して、団結権をいかなる差別もなしにすべての労働者に保障するとともに、9条1項において「この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。」としている。

日本は、1960年にこのILO 87号条約の批准を国会に諮り、1965年に批した。それにより条約批准に伴う国内法の一部改正が行われ、当時存在した国家公務員法98条4項が削除されることにより、国家公務員である消防庁職員は団結権止について適用除外となった。しかしながら、上記地方公務員法52条5項の適用を受ける自治体機関の市町村消防職員については団結権は認められないままとされたのである。

日本は、ILO 87号条約の締約国なのであるから、上述した条約の文言だけを読むと、地方公務員法52条5項は、ILO 87号条約に反しているように読める。

ところが、日本政府は、同条約9条1項の「警察」に消防職員も含まれる、同条項は例外的に国内法で団結権を制限することを認めた規定だ、だから地方公務員法52条5項は、ILO 87号条約と抵触しない、と主張している。

しかしながら、この日本政府による主張は、ILO条約では、締約国による解釈宣言や留保は認められていないこととそもそも両立しない。

日本政府の言い分として、日本では歴史的に、警察と消防は不可分一体のものとし業を行ってきた、という理由が挙げられている。しかしながら、周知のように、国際法上条約の当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することできないのである(ウィーン条約法条約27条)。そうであると、日本政府は国内における歴史的な事情を条約上の義務を免れる根拠として援用することも、許さないはずである。

とすると、日本政府の主張には無理があることは明らかで、実際にILO機関から日本の国内法で消防職員の団結権を禁止していることはILO 87号条約に違反するとの勧告が繰り返し出されているところである。

(4) この訴訟では、消防職員の団結権を禁止している地方公務員法52条5項と、それを保障するILO 87号及び98号条約との関係につき、控訴人ら訴訟代理人により、詳細な国際法と国内法との関係についてまとめた主張書面を提出した。ここでは、日本の国内法秩序においては、国際人権

条約が国内法よりも上位規範であることを、ILO機関による日本政府への勧告を詳細に引用し、それら勧告そのものは法的拘束力を持たないものではあるが、ILO 87号条約及び98号条約の解釈を支える事実であるとして、事実論的な主張を展開した。そしてその上で、その主張書面には、現在の国際法上の国家実行においては、国際法上の義務に適合させるような形で国内法の解釈が、各国国内裁判所により行われている、といういわゆる等位理論・調整理論にも言及し、日本の国内裁判所は、日本が締約国として負うILO 87号条約及び98号条約上の義務に適合させるような法解釈を行わなければならない、との主張を行った。

それに対して被控訴人らは、準備書面で控訴人らの主張は地方公務員法52条5項違反である、との簡単な主張のみ行い、後は事実認定の場面で、妨害行為は存在していない、との主張に終始した。

それに対して、本判決は、国際法と国内法に関する詳細な法律論こそ述べなかったものの、「ILO第87号条約、第98号条約は地方公務員法の上位規範であるから」と判示している点からすると、法律と条約との効力関係について、いわばILO 87号条約及び98号条約が優先することを当然の前提として、事実認定論で妨害行為が存在した、との判決を出したものと言うことができよう。

(5) 本判決において国際法論的に興味深い判示を2点ご紹介したい。まず、控訴人ら訴訟代理人による、ILO 87号条約、98号条約は地方公務員法の上位規範であるから、被控訴人らが地方公務員法52条5項とILO 87号条約及び98号条約との関係についての考慮を怠り、控訴人らの活動が地方公務員法違反であるとの解釈を行うこと自体が過失である、との主張を受け、被控訴人組合の過失を肯定したことである。

また本判決は、団体控訴人の当事者能力を認めた上で、その団体控訴人そのものの慰謝料請求を認容したことも、大きな特徴と評価することができよう。仮に、団体控訴人が地方公務員法52条5項で違法であるとされる団体であるならば、被控訴人らによるその団体活動への妨害行為はむしろ地方公務員法52条5項に適合する適法行為であり、慰謝料請求が否定された可能性が高いのである。つまりこの団体控訴人からの慰謝料請求が認められた点に、実は裁判所の法律と条約との効力関係についての、基本的な立場が現れているように思えるのである。

(6) なお、本判決に対し、敗訴した被控訴人らは最高裁に上告受理の申立てをしたものの、平成23年10月7日付けで受理を認めないとの決定があり、判決が確定している。

お知らせ・2012 年度の研究大会について

本年度の大会を次の要領で開催します。10 月に正式の開催案内をお送りしますが、とりあえずご予定にお組み入れください。

大会期日：2012 年 11 月 10 日（土）、11 日（日）

開催校：慶應義塾大学三田キャンパス

大会テーマ：統一テーマ「表現の自由についての権利をめぐる今日的課題」
「国際人権判例報告」

〈編集後記〉

国際人権 23 号が完成しましたので、お届けします。
学会誌の編集方針については、いろいろ議論があります。

ひとつは、学会の編集委員会は、提出された各原稿につき、どこまで内容のチェック・口出しをすべきか、あるいはしうるか、ということです。裏からいえば、各論文などの内容上の問題は執筆者各自の責任の問題である、と言い切っていいか、ということです。たとえば、ある論者の原稿に「低開発国」という言葉が出てきた場合、それを「発展途上国」と言いかえるよう口出しするのは、いかなるものでしょうか。論者には、それなりの主義がある場合が考えられますが、また、「未開の民族」にかかわる言明については、どうでしょうか。いずれにせよ、提出された各原稿の具体的な内容について、編集委員会の側で検閲に近いことをするのは、原則的に筋違いだと思います。

原稿といえば、予め特定の学者に依頼したもののほかに、公募論文もあります。公募論文として提出され

てきた原稿の掲載適否の判定については、学会や専門誌の種類の違いに応じて、査読委員会方式をとるタイプと、とらないタイプとがあります。国際人権法学会は、後者のタイプでして、学会員の中から指名された複数の査読者によるレフェリーの結果に基づいて、『国際人権』への掲載の可否が決まります。そういうこともあって、応募者から、自分の原稿が否とされた内容上の具体的な理由を教えてほしい、という要望があったとしても、編集委員会はお答えできる立場にはありません。

今回をもって、編集主任としての私の務めは3回目となり、次回以降の担当者へバトンタッチする運びとなりました。研究者としての生き方を含め、いろいろな意味で世代交代を感じさせられます。この3年間、編集委員会では議論や摩擦もありましたが、信頼できる助言者がいてくれたこともあって、主任としての任務を全うすることができました。ここに感謝します。

（内野正幸）

国際人権 Human Rights International No. 23

2012 年 10 月 20 日発行

発行／国際人権法学会

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山1-6

大阪大学大学院高等司法研究科棟居研究室内

印刷・製作／信山社出版株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-102

☎ 03(3818)1019 FAX 03(3818)0344